

保証協会団信制度の取扱い Q & A

Q 1. 保証協会団信の加入対象者はどのような人ですか？

A 1. ①対象企業（個人事業主または法人）

新たに保証付融資を受ける中小企業者であり、下記要件のすべてに該当する方

イ. 保証金額 100 万円以上 1 億円以下

（※既に保証協会団信に加入（他協会含む）している場合は、その加入金額を含め 1 億円が上限となる。）

ロ. 融資期間 1 年以上の証書貸付の分割弁済

（※据置期間を設けても良いが、融資期間に占める据置期間の割合が 50% を越えてはならない。）

（注）当協会では、「追認保証制度」での保証付団信制度の取扱いを行っていません。

②被保険者

加入申込日（告知日）現在満 20 歳以上満 71 歳未満で、下記のいずれかに該当する方

イ. 個人事業主の場合は、個人事業主本人（連帯債務の場合は、そのうち一人）

ロ. 法人の代表者であって、連帯保証人（共同代表、代表者が複数いる場合は、そのうち一人）

Q 2. 保証協会団信に加入しないと、保証できないということはありませんか？

A 2. ありません。

保証協会団信は、あくまでも「プラスワンサービス」であり、加入は任意です。

Q 3. 申込に必要な書類はどのような書類ですか？

A 3. 下記①～④の書類が必要となります。

①債務弁済委託契約申込書（1 枚目を協会へ提出してください。）

②保証協会団信申込書兼告知書兼口座振替依頼書（1～3 枚目を協会へ提出してください。）

③健康診断結果証明書（申込金額が 5,000 万円を越える場合及び原則として告知日が 1 週間以内の同一被保険者に係る団信加入申込金額の合計が 5,000 万円を越える場合）

④加入意思確認書（申込関係の全国統一書式にセットされています。）

Q 4. 保証協会団信申込書兼告知書兼口座振替依頼書の記入に際し、注意点はありますか？

A 4. 「債務者名（法人）」及び「連絡先住所」の部分についてはゴム印等でも差し支えありませんが、それ以外のすべての欄については、加入希望者本人が自署していただく必要があります。（特に、「申込日（告知日）」「被保険者氏名」「生年月日」及び「告知事項」欄は加入査定における重要事項です。）これらの事項について、加入希望者本人以外の方が記入した場合、保険金が支払われませんのでご注意ください。

Q 5. 特約料の支払はどのようにすればいいですか？

A 5. ①支払方法

特約料は、連合会（「第一生命カードサービス（株）」が代行）が、保証協会団信申込時に登録された加入者（債務者）の預金口座から1年分の特約料を引き落とします。

なお、引き落としに際しては、第一生命カードサービス（株）から「口座振替のご案内」を送付します。

②支払時期

特約料の初年度分は原則として融資実行日の属する月の翌月28日、次年度分以降は融資実行日の属する月の毎年の応答月の28日に引き落とされます。

特約料振替月の翌月初旬に連合会から「保証協会団信特約料口座振替済通知」が団信加入者に送付されます。

なお、すでに納入された特約料は、特別の場合を除き返戻しません。

Q 6. 保証協会団信加入後、被保険者が脱退を申し出た場合、脱退はできますか？

A 6. できます。

所定の「任意脱退届」を記入の上、協会に送付してください。手続き終了後、脱退となります。

なお、保険解約しても特約料の返戻はありません。（ただし、弁済責任期間（特約料納入済期間）については保障は継続します。）また、脱退後の再加入はできません。

Q 7. 被保険者が代表権を失うなどによって連帯保証人からはずれる場合どのようにになりますか？

A 7. 法人の場合、前代表者（被保険者）の代表権喪失日、個人事業主の場合、前債務者（被保険者）の交替日で保障は終了します。

団信の継続を希望する場合は、新代表者（新債務者）が新たに提出した「告知書」の告知日から保障は開始されますので、速やかにお申込ください。

Q 8. 代表権喪失を除いて、被保険者の意思ではなく、脱退しなければならない場合がありますか？

A 8. あります。

満75歳の誕生日に到達した場合、特約料が2か月連続して納入されなかった場合、告知義務違反等により加入資格を喪失した場合等です。

また、通常、保証条件変更により保証期間を延長した場合、保険は継続しますが、手続き遅延により条件変更所定期間内に条件変更手続きが完了しなかった場合は脱退となります。

※「条件変更所定期間」とは

期間延長の条件変更により、団信の保障が継続されるための条件変更手続き完了（実行）の期限であり、

「償還期日の2か月後の応答日の属する月末」をいう。

Q 9. 保険金はどのような場合に支払われますか？

A 9. 被保険者が死亡もしくは所定の高度障がいとなった場合に支払われます。

Q 10. 保険金請求に必要な書類はどのような書類ですか？

A 10. 下記の書類が必要となります。

- イ. 「保証協会団信」 保険金請求における必要書類のお知らせの「保険金振込先等確認書」
- ロ. 個人情報の同意書
- ハ. 当該融資にかかる「残債務相当額」と「適用利率」が確認できる金融機関所定の取引明細等の写し
- ニ. ケースに応じて下記書類が必要となります。
 - ①死亡の場合
「死亡の事実の記載がある住民票」および「死亡証明書」
 - ②高度障がいの場合
「障がい診断書」

Q 11. 支払われる保険金はどのような範囲ですか？

A 11. 同一被保険者の保険金限度額は1億円になります。

当該融資の残債務相当額（元金＋所定の利息）が保険金として支払われる範囲となります。

なお、所定の利息は、約定利率で計算し、150日分を限度とします。

「保証協会団信」についてご質問がございましたら、保証企画課（TEL：089-931-2119）までご照会ください。